

## 総務委員会会議録要旨

開会日	平成29年5月18日(木) 午前10時50分		
閉会日	平成29年5月18日(木) 午前11時19分		
場 所	長久手市役所西庁舎 第7・8会議室		
出席委員	委員長	青山直道	
	副委員長	なかじま和代	
	委 員	伊藤祐司 上田 大 木村さゆり 吉田ひでき	
欠席委員	な し		
欠 員	な し		
会議事件のため出席した者の職氏名	市長	吉田一平	
	総務部長	青山 均	次長 浦川 正
	税務課長	近藤泰介	課長補佐 正林直己
	市民税係長	神藤貴司	
	委員外議員	岡崎つよし	計 7人
職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長	福岡隆也	主幹 貝沼圭子
	専門員	大谷 悠	
会 議 録	別紙のとおり		

別紙

委員長 開会宣言

市長 あいさつ

委員長 はじめに委員外議員の出席について諮る。

平成 28 年 12 月 12 日の総務委員会において、本委員会の審査及び調査へ助言するため、平成 29 年 4 月末日までに招集する委員会に委員外議員として、岡崎つよし議員の出席を求めることに決した。本日の委員会においても同様に岡崎つよし議員を委員外議員として出席を求めたいが、異議はあるか。

< 異議なし >

異議なしと認めるので、委員外議員として岡崎つよし議員の出席を求めることに決した。

## 承認第 1 号

税務課長 承認第 1 号 長久手市税条例の一部を改正する条例について説明

上田委員 平成 28 年における特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、申告者の人数とその総額はいくらか。

税務課長 申告者数は 636 人、総額は 4 億 9,870 万 5,060 円である。

上田委員 636 人のうち、国民健康保険加入者及び後期高齢者医療対象者はそれぞれ何人か。

税務課長 国民健康保険加入者は 211 人である。後期高齢者医療対象者は把握していない。

上田委員 申告者が配当金を0と申告した場合、税収は減少するのか。

税務課長 配当金が0となる場合は還付が発生しないため、市民税は増収となる。市全体として持ち出し分が増えるため、国保税など減収となる分野もあると考えられる。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

承認第1号は、賛成全員で原案のとおり可決

## 意見書案第1号

説明者（上田委員） 「テロ等準備罪」に関して国民の理解は得られておらず、関心のある人についても、漠然とした不信感がある。そもそもなぜ今この法案を創設しなければならないのか。刑事法の最大のポイントである何をしたら犯罪になるのかという構成要件があいまいであることは否定できない。国民の行動予測の可能性は保障することはできず、不利益を被るのも国民である。

共謀罪に関する法案は過去3度審議未了による廃案が続いており、そ

れだけ議論する課題が多い法律である。よって完成度が高いとはいえない法案であり、本法案を今創設する必要性を含め、今国会での成立に反対する。ついては、本市議会においても反対の意思表示をしたい。

なかじま委員 意見書の要旨に「日本にはテロにつながるような重大犯罪を未然に防ぐ手だてが法制化されており、新たな法整備の必要性は薄い。」とあるが、「必要性はない」ではなく「必要性は薄い」としたのはなぜか。

説明者（上田委員） 確かに絶対に必要ないということが言えるかどうかはわからないが、今このタイミングで本法案を創設する必要性は薄いのではないか、という認識である。

なかじま委員 テロは世界中で発生しており、我が国でも発生している。我が国もテロの標的になっている中、3年後には東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えている。今が本法案を創設するタイミングではないかと考えるが、どのタイミングが適切と考えるか。

説明者（上田委員） いつが適切なタイミングかというのはわからないが、我が国にはテロ対策のための法律が予備罪、準備罪を含めていくつも整備されており、それに対応は十分可能である。構成要件があいまいで完成度が低い法案を今成立させる必要性があるのかということが大きな問題である。

なかじま委員 我が国にテロ対策に関する法律は12あるが、本法案は国際組織犯罪防止条約に批准するために創設することが必要である。そのことについて本意見書案には何も触れられていないが、どう考えているか。

説明者（上田委員） 本法案を創設しなくても国際組織犯罪防止条約に批准できるという認識である。

木村委員 本法案を創設することが国際組織犯罪防止条約に批准する条件とな

っていると思うが、どのような認識か。

説明者（上田委員） 政府や国会の見解の違いであると考え。政府は本法案を創設しないと国際組織犯罪防止条約に批准できないと言っているが、国会や有識者は本法案を創設しなくても条約の批准は可能という認識である。

なかじま委員 国連薬物犯罪事務所（UNODC）は、国際組織犯罪防止条約に批准するには国内法の整備が必要という認識であることが、平成 29 年 5 月 2 日行われた外務大臣との会談で示された。賛成者の認識が違うのでないか。

説明者（上田委員） 政府の見解や国会の議論の内容を見ると、双方の見解の違いは明らかである。決して本法案を創設しないと国際組織犯罪防止条約に批准できないということはないと考える。

質疑及び意見は終了

討論

反対討論

なかじま委員 今回提出された意見書では、「日本にはテロにつながるような重大犯罪を未然に防ぐ手立てが法制化されており、新たな法整備の必要性は薄い。」とあるが、テロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法の改正案では、過去廃案になった共謀罪とは異なり、①犯罪の主体を組織的犯罪集団に限定すること、②対象犯罪の範囲を限定していること、③計画行為に加えて実行準備行為が行われた時に初めて処罰されることと対象や要件

が明文化されている。

テロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法の改正案は、日本が「国際組織犯罪防止条約(TOC条約)」を批准するために必要な国内法である。「国際組織犯罪防止条約(TOC条約)」を締結することについては、2003年5月に国会の承認が得られているにもかかわらず、国内法が未成立のため条約が締結できていない。「国際組織犯罪防止条約(TOC条約)」は、国連加盟国の96パーセント、世界の187カ国・地域が締結しており、未締結は日本、ブータン、イラン、コンゴ、南スーダン、ソマリア、パラオ、ツバル、パプア・ニューギニア、ソロモン諸島、フィジーのわずか11カ国である。

テロや犯罪防止に最も必要なのは何といっても情報であり、情報交換のためには、各国と相互に協力する枠組み「国際組織犯罪防止条約(TOC条約)」の締結が必要である。

3年後の2020年東京オリンピック・パラリンピックは国際的にも極めて注目度の高い行事で、開催国としての治安責任を全うするために万全を期す必要がある。そのためには、日本が「国際組織犯罪防止条約(TOC条約)」を批准するために必要な国内法は、国会で十分に審議がされ、成立されることが大切だと考える。

今回の意見書の「一般市民が監視の対象になる可能性がある」などと間違った情報で市民の不安をいわずらに煽ることは間違いであり、「国際組織犯罪防止条約(TOC条約)」の明記がないなど、問題の理解、見解がまったく相違していることから、意見書第1号に反対する。

賛成討論 なし

反対討論 なし

意見書案第1号は、賛成少数で否決

委員長報告は委員長及び副委員長に一任することを確認

委員長

閉会宣言

午前11時19分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

平成29年5月18日

総務委員会委員長 青山直道